

平成 27 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 27 年 2 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

8 番	中村三千人君	21 番	宮崎義一君
24 番	山田勝彦君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 11 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 12 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 議第 13 号 平成 27 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。先日開催されました農業委員会全体研修会では大変お疲れ様でございました。当日欠席されていた委員さん方には、関係資料をお配りしておりますので、後で目を通していただければと思います。ただいまから平成 27 年第 2 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。皆様お疲れ様でございます。また、先日の全体研修会は大変お疲れ様でした。鳥取県の農業会議の会長の講演ということで、農業委員の在り方等、大変勉強になったことだと思います。出席されなかった方にも資料を差し上げておりますので、読んでいただきまして「スーパー農業委員」になっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、2 月 2 日に天草地区農業委員会の連絡協議会役員会が行われまして、今年の研修を検討したわけでございますけれども、例年は 2 月、3 月に行っておりましたが、今年は農業委員会の法改正がっておりますので、これがはっきりしてからどういう改正になったかということ研修した方がいいだろうということで、7 月、8 月になってから研修をしようということになりました。大分遅れますけれども、その時はよろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日もよろしくお願ひします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 3 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、25 番、前田達也委員、26 番、柴田眞一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 180 ㎡を売買により取得したいと

いうものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には芋を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑2筆895㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。二浦町の譲受人は、嘉島町の譲渡人より、二浦町の田1筆880㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。まず場所ですが、佐伊津町と本渡町との境付近でございます。地目は田となっておりますけれども、現況は水路も通っておりません。地籍は180㎡でございますが、勾配がきつくて有効面積は20㎡でございます。芋を作るそうです。猪も多いし、電気牧柵でもして作られるんじゃないかと思えます。芋を作るのには支障はないかと思えます。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。2番について説明を致します。場所は新和町の県道から大多尾方面に行ったところです。ここの譲渡人は申請地をずっと小作に出しておられるわけでございます。譲受人が天草に引っ越してこられて農業をされて、経営規模の拡大を図りたいとのことで商談が成立したとのことでございます。なんら問題ないと思えますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○36番(梅田良二君) 36番、梅田です。3番について説明致します。申請内容は事務局の説明のとおりであります。申請地は二浦町亀浦の新田のど真ん中であります。譲受人と譲渡人は叔父と甥になります。譲渡人はもう作れないので譲受人に作ってくれとのことで話がまとまったそうです。よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。五和町の申請人は、納骨堂を設置したいため、五和町の田2筆79㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番(山下和弘君) 15番、山下です。1番について説明致します。申請地は五和町手野2丁目の県道から西に少し入ったところですが、ただいま事務局の説明のとおり、納骨堂を建てたいということで申請があがっております。区長の同意書も添付してありますし、なんら問題ないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。牛深町の譲受人は貸駐車場とするため、熊本市の譲渡人から南町の畑315㎡を売買により買い受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。ただいま事務局説明のとおり、熊本市在住の譲渡人から牛深町在住の譲受人が畑を購入して貸駐車場にしたいということでございます。写真を見られると分かりますように、周囲は住宅でございまして、奥は急傾斜地になっておりまして、地積は315㎡となっておりますが、のり面が75㎡あり有効面積は240㎡になります。場所は南町の乙女蛇グラウンド付近になります。周囲に農地はございませんので、区長の排水同意だけもらってあります。別に問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。川原町の借受人はデイサービス施設を建設するため、本渡町の貸渡人から本渡町の田1,389㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。2 番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、賃借権設定により借り受け、デイサービス施設を建設したいということです。場所は本渡町の西の久保公園近くになります。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。ご覧のとおり、造成してありますので始末書が添付してあります。デイサービス施設 1 棟と車 19 台分の駐車場を建設されます。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は敷地内で集め、既設の道路側溝を經由して河川に放流されます。隣接同意書も添付してあり、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 3 番について説明します。亀場町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、亀場町の譲渡人から、亀場町の田 484 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途区域内の第 3 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、一部に倉庫が設置してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12 番（山本友保君） 12 番、山本です。3 番について説明致します。まず場所でございますけれど、亀場町亀川に上濱田という場所がございます。近年住宅地が増えているところです。亀川在住の譲渡人は一人暮らしで高齢のため、農地の管理ができないということでした。そこに譲受人が家を建てたいということで 5 条申請がなされました。前方のスクリーンでご覧いただければ分かるのですが、周囲には宅地があるところでございます。南側と西側に農地が残っておりますけれど、その農地所有者からの同意は添付されております。それから区長からの排水同意書も添付してあります。建設にあたってでございますけれども、現地の右側に入っているのが道路でございます、段差はたいしてありません。50 cm からあっても 1m まではない位でございます。L 型擁壁を建ててそれから盛り土を行って土の流出を防止します。給水は天草市の上水道、汚水は同じく天草市の公共下水道を利用して流します。それから道路に側溝もできていますので、そちらの方を利用して雨水は流し

ます。申請にあたっての関係資料は全て揃っております。問題はないところと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。志柿町の譲受人は農業用倉庫を建築するため、埼玉県春日部市の譲渡人から志柿町の田152㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に建築してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番について説明致します。場所は志柿町と有明町島子との境で国道付近になります。譲受人は今年から新規就農ということで譲受人のおじいさんの妹さんの子の土地になります。よそにおられる方で管理がどうにもならないということで新規就農するのであれば農地をあげるということです。倉庫は昭和38年に伯母さんが建てられたそうです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。佐伊津町の借受人は個人住宅を建築するため、佐伊津町の貸渡人から佐伊津町の田532㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については

記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。5番について説明致します。貸渡人と借受人は親子でございます。場所ですが、佐伊津の一番北側になりますけれども、国道から西に行ったところになります。ここは住宅の密集地で北側に5m40cm程の市道が走っております。東側はこれも5m位の溝があります。西側はお父さんが住んでおられる家でございます。そのあいなかで現在畑として利用してありました。ここに息子さんが家を建てられるということでございます。南側は現在玉ねぎを作っておりますが、南側でありますので家を建てても作物には影響ないかと思っております。以上でございますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は、植林し山林として管理したいため、埼玉県ふじみ野市の譲渡人から、栖本町の畑425㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に植林してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。6番について説明致します。申請地は、栖本教良木線の中河内というところですが。申請内容は、譲受人が売買にて畑を取得し植林して管理をしたいということです。現地を見に行きましたところ、ご覧のとおり木も大分大きくなっておりまして、始末書が添付してあります。本人も大変申し訳なかったということで話をしてきました。隣接の耕作者の同意も取っておりますので、現状では問題ないかと思っております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。本申請地について、1月総会において、貸駐車場用地として転用申請を受けご審議いただきましたが、その後、取り下げられた農地となります。新和町の借受人は、店舗用駐車場としたいため、新和町の貸渡人から、新和町の田4筆162㎡を賃貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ここは県道沿いにあたります。新和町小宮地の4差路の信号付近です。店舗用駐車場ということで区長からの排水同意を添付してあり問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。新和町の譲受人は、養鶏場としたいため、新和町の譲渡人から、新和町の田5筆4,046㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。これは鶏舎を建てるとということで売買がされるわけですが、現在既に大多尾で約7,000羽余りの天草大王を飼っていらっしゃいま

す。それを規模拡大したいということでこの農地を転用したいということです。保健所にも許可の打ち合わせをされておられます。現在飼っておられるところの臭いもほとんど無いということで、周囲は山林ですが、周囲への迷惑も掛からないだろうと思われま。今後天草大王を天草管内の方で組合を作られて、輸出へ向けてそれぞれが規模を拡大されていくそうです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。太田町の譲受人は、駐車場としたいため、河浦町の譲渡人から、河浦町の田5筆1,198㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。9番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたが、譲受人は田1,198㎡を売買により取得し、現在建設中の葬祭場の駐車場に転用したいというものです。場所は河浦町一町田中心部に位置します。左側に通っております道路は河浦崎津線になっております。汚水・生活排水はありません。雨水は勾配により既設の道路側溝へ排水し造成には防護壁等を作り、万全を尽くします。区長の排水同意書も添付してあり、問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第11号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集

積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 11 号について説明します。資料②の 6 ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が 38 件、再設定の計画が 24 件、転賃の計画が 5 件、合計で 67 件、総面積は 172,144 ㎡となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が 3 件、本渡五和農業協同組合における転賃分が 2 件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、資料②の 18 ページ審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 67 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 12 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②及び前方のスクリーンをご覧ください。議第 12 号について説明します。資料②の 19 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町外 96 件、総面積は 156,696 ㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、26 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を、交付申請書の現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1 筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②19 ページの 1 番から 21 ページの 33 番、佐伊津町の申請地の全景です。次の 1 番から 9 番までは、佐伊津町の申請地の状況です。

ただいまのスライドは資料②21 ページの、34 番から、35 番、36 番、37 番、38 番、志柿町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②21 ページの、39 番、40 番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②21 ページの 41 番から 22 ページの 48 番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②22 ページの、49 番から 50 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②22 ページの、51 番から 55 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②22 ページの 56 番から 23 ページの 70 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②22 ページの、58 番から 23 ページの 60 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②23 ページ、61 番、62 番、71 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②23 ページ、63 番、64 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②23 ページ、72 番、73 番、新和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②24 ページの、74 番、75 番、新和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②24 ページの、76 番、新和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②24 ページの、77 番、新和町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②24 ページの 78 番から 25 ページ 92 番、河浦町の申請地の全景です。

ただいまのスライドは資料②25 ページの、93 番、94 番、有明町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②25 ページの、95 番から 96 番、倉岳町の申請地です。

ただいまのスライドは資料②25 ページの、97 番、倉岳町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 山林 79 筆、原野 18 筆、以上について、説明のとおり認定することにご異議はありませんか。

○3 番（川原昭雄君） 農業委員としてこのことを聞きますと、もちろん農家が高齢化してきたとか、あるいは跡取りがおらんとか色々事情があると思いますけれど、この中でもしかなれば、猪で田、畑が作られんような状況ですという方もいらっしゃると思うわけですが、人でできることはやっぱり我々も農業で子供の頃からずっとやってきとるもんですから、これでいいのかなという思いがするわけです。農業委員会ばかりではなくてやっぱり市の農業振興課もこういう状況をどう見ているのか。市議員の方もいらっしゃるわけですが、天草の農業をどうやって活かしていくのかとかを検討する必要がありやせんかなと思うわけです。農業委員会で非農地と認めてくれたけん、もう山や原野にせんばということでもいいのかなと私は思うわけですが、どうでしょうか。ここでどうこうという結論はでんと思うわけです。しかし我々の子が孫があとば出してもらわんとこれでよ

かっですかということをご自分で自分に言い聞かせた場合、非常に心苦しいところがあります。会長どうですか。

○議長（鶴田雄士君） そう思います。

○事務局（森内健二君） 今回の件についてですけれど、見ていただければ分かりますように、傾斜地で元々山だったところを切り拓いたということがほとんどです。こういった土地については現況が山林、又は原野であるということと農地として復旧することが困難であるということいずれかに該当すれば、農業委員会総会で非農地として認定することができるという制度がありましてこういったことをしております。このような農地は天草市には2,000ha位ございまして、熊本県では断トツであると思います。県からもそういったところは山林化しなさいという指導がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○3番（川原昭雄君） 天草の川原昭雄がどがんいうたって一緒でしょうけど、考えてみると本当にこれでいいのという思いがするわけですよ。

○17番（川崎眞志男君） みんな一緒ですよ、思いは。これでいいのと思いますもの。けど実際はできんすもんね。人手が足りないということと、そこに作物を作っても利潤が上げられないという問題があります。

○3番（川原昭雄君） そういうことがあるということ、市議員の方にも考えていただきたいです。

○35番（池田裕之君） 35番、池田です。今回の非農地申請の中に羊角湾の開墾地も入っております。現況は山になっているのですが、農地区分が第1種農地のため山林転用もできないわけです。そういう地域もあると思います。

○3番（川原昭雄君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 外にご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、山林、原野として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議題13号、平成27年度天草市農業労働賃金標準額の設定についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（林泰裕君） お手元の資料⑤をお願い致します。平成27年度天草市農業労働賃金標準額の案ということでご提示させていただいています。平成27年4月から1年間、平成27年度の農業労働賃金標準額の案ということでございます。表の構成でございますが、左から使用する機材名、それから作業内容、単位と致しましては10a当たりの単価でございまして、ハーベスターにつきましては30kg単位、労働力、一般農作業につきましては8時

間ということしております。その右側がそれぞれの標準額ということで表示しております。これらの26年度との違いでございますが、一番下の労働力のところですが、5,500円でございますのを100円アップ致しまして、5,600円ということで提示しております。この表につきまして、参考として2ページ以降にお付けしております。まず2ページを見ていただきますと、県の最低賃金がございますが、平成25年度の664円から26年度の677円ということで1.96%のアップ率でございます。この後昨年度の5,500円を1.96%アップさせますと、切り上げでございますが、5,600円ということになります。またその下の平成26年改定表ということで最低賃金が産業別の額を提示しておりますが、全体的には1.1%前後が多いわけでございます。最低賃金と致しましては、1.96%のアップ率ということになっております。それから3ページに移りますと、管内の上天草市、それから芥北町の方も労働賃金標準額の比較表ということで示しております。上天草市は26年度の額をそのまま27年度に適用するということで既に総会も終わっております。また芥北町でございますけれど、こちらの方も近々総会ということでございましたが、違いと致しましては、一般農作業のところを軽作業と中程度作業と2段階に分かれてございます。軽作業というのは主に女性の方が適用する賃金ということで、中程度作業が男性の方の賃金ということで、総会では100円アップの5,700円で提案させていただく予定とのことで、これより下がることはないとのことでした。上天草市におきましても一般農作業につきましては、6,000円と定めておりますので5,600円に上げましても決して高いということではないのかなと思います。それから、以降の資料についてですが、これは各組合等で適用しておられます作業の受託表ということで提示しています。ご覧いただきますと、宮地岳営農組合さんは少し高めではございますが、外の組合さんは特に上げてあたりとかはないような状況でございます。特に上げる必要はないのかなということを感じて表を作らせていただきました。それでは一つ皆様方にお諮りさせていただきたいのは、ロールベラーの稲わら梱包作業で毎年5,500円ということで定めてございますけれど、これは特に委託で頼むということはほとんどないということで聞いております。外のところが各組合とも特に定めているところがあまりないということなので、あえてロールベラー—を表に入れる必要がないのではなかろうかということで事務局では話したところでございます。これにつきまして、そのまま入れたまがが良いのかについても委員の皆さん方から意見を拝借したいと思います。労働賃金標準額についてご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

山下委員さん、このロールベラーにつきましてはどうでしょうか。

○15 番（山下和弘君） 15 番、山下です。地域の方に作業単価を聞かれることがあるんですよ。巻いてほしかけど、いくら位ですかねと。我々と致しましては、ある程度農業委員会で基準値を設定してもらった方が金額を言いやすいし、頼む時にもお願いしやすいのではないかと思います。

○議長（鶴田雄士君） 金額はこの額でよろしそうですか。

○15 番（山下和弘君） はい、私は妥当だと思います。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ロールベアラーはそのまま載せるようにしたいと思います。ありがとうございました。

外に、ご意見はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、農業労働賃金標準額については原案のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程 8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましては、資料②の最後のページ、27 ページをご覧ください。農地利用形状変更届が亀場町から 1 件あり、盛り土して田を畑として利用するものでした。許可不要転用届は、熊本県より治山事業の用地として畑 1,091 m²を転用する 5 条の届がありました。外に、先月の 5 条案件で審査いただいた本渡町のデイサービス施設の申請と新和町の貸駐車場の申請は、計画変更等の理由により取り下げられました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

午後 3 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 前田達也

署名委員 柴田真一

